



国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方、マル福・マル特受給者証をお持ちの方へ

# 第三者行為(他人の行為)による治療には 届け出が必要です!

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711)▽国民健康保険に関すること…(内線1171~1173)  
▽後期高齢者医療保険、マル福・マル特に関すること…(内線1174・1175)

## 第三者行為によるけが・病気とは?



他人の飼い犬に  
かまれた



他人の落下物に  
当たった



飲食店などで  
食中毒になった



交通事故に  
遭った



一方的に  
暴力行為を受けた



### 病院に行く前に、必ず保険課へ ご連絡ください!

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をしたときでも、届け出をすれば、保険証やマル福・マル特受給者証を使って治療ができる場合があります。この場合の医療費は、“加害者が負担することが原則”なので、健康保険や村が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類等がありますので、医療機関を受診する前に、必ず保険課へご連絡ください。

### 届け出をしないと・・・

届け出がなかったり、遅れたりしてしまうと、健康保険や村は、加害者から医療費を回収することができません。健康保険や村が負担する医療費は、皆さんが納付している税金から支払われています。そのため、医療費の負担が増え続けると、制度の維持のために、保険料(税)の引上げ等につながってしまう可能性があります。



### こんなときは保険証やマル福・マル特受給者証が使えません!

- ▼届け出の前に示談を済ませてしまった
- ▼飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故

- ▼けんかによるけが
- ▼職場や学校での事故(通勤・通学を含む)  
※労災保険や災害共済が対象となります。



## 寄付

### ご厚意に感謝します

議会への報告があり、掲載への了承を得たもののみ紹介しています。

### 企業

令和6年10月30日、明治安田生命保険相互会社水戸支社(水戸市)から、「私の地元応援募金」として寄付金(25万2,700円)をいただきました。村の各種事業に役立てます。

